

第9章 違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分

- 育成就労制度の運営に必要な法律・規則等の解釈や、用語の解説・制度運用上の留意事項は前章までに記載のとおりですが、本章では違法行為の防止・摘発のために主務大臣等や機構が行う事務、育成就労実施者、監理支援機関等が違法行為を惹起しないために留意すべき事項をまとめています。

第1節 育成就労実施者、監理支援機関等への指導・助言等

- 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護のためには、育成就労実施者や監理支援機関が育成就労関係法令に従って、育成就労を適切に行わせ、監理支援事業を行うことが必要です。このため、主務大臣等やその業務を担う機構が、育成就労実施者や監理支援機関に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められます(法第 50 条、第7章第1節参照)。

第2節 機構による実地検査

- 機構において、育成就労実施者や監理支援機関等に対し、報告や帳簿書類の提出・提示を求めることや、質問すること、育成就労実施者又は監理支援機関等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています(法第 14 条、第4章第8節参照)。
- 実地検査に時間を要する場合、複数日にかけて対応を依頼することができます。なお、機構が行う実地検査等については、虚偽的回答を行った場合など、一定の場合に育成就労計画の認定の取消事由となる(法第 16 条第1項)ほか、調査への協力が得られない場合には、育成就労計画の認定に必要な情報が得られないため育成就労計画が認定されないこととなります。
- 実地検査において育成就労法令違反が認められた場合、機構から指導を行いますので、早期に改善を図り、改善状況を書面で機構地方事務所・支所の指導課へ報告してください。ただし、重大・悪質な法令違反に関しては、行政処分等の対象となる可能性があります。また、罰則付きの法令違反に関しては、罰則の対象にもなります(第3節・第4節参照)。
- 機構は監理支援機関及び育成就労実施者に対して定期的に実地検査を行うことと

しており、機構が行う検査には積極的に協力し、育成労が適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

第3節 育成労実施者に対する指導監督

- 主務大臣には、育成労計画の認定に関する業務について、育成労実施者や監理支援機関等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています(法第 13 条、第4章第8節参照)。
- 機構や主務大臣による調査等によって、育成労実施者が育成労計画に従って育成労を行わせていないことが判明した場合、又は、育成労法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明した場合であって、育成労の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行う場合があります(法第 15 条、第4章第9節参照)。
- 一度認定された育成労計画であっても、計画に従って育成労を実施していない場合、認定基準を満たさなくなった場合、育成労実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合等は、認定の取消しの対象となります(法第 16 条、第4章第 10 節参照)。
- 報告の徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、主務大臣において、育成労実施者の違法行為の様態や悪質性などを踏まえてどのような権限行使を行うか判断がされます。

改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

※育成労計画の認定取消しとなり得る事例について

事例1

【取消の理由】

- ・事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと。

事例2

【取消の理由】

- ・育成労外国人の人権を著しく侵害する行為を行っていたこと。

事例3

【取消の理由】

- ・育成労外外国人を育成労計画で定められた業務区分に属する業務と異なる業務に従事させていたこと。
- ・入国後講習期間中に育成労外国人を業務に従事させていたこと。
- ・育成労外国人に対して、入国後講習が適正に行われている旨の虚偽答弁を行うよう指示したこと。
- ・機構による実地検査時に虚偽の答弁をしたこと。

事例4

【取消の理由】

- ・育成労計画に従った報酬を支払っていなかったこと。
- ・機構の実地検査時に虚偽の帳簿書類(賃金台帳等)の提示又は答弁を行ったこと。

第4節 監理支援機関に対する指導監督

- 主務大臣には、監理支援事業の許可に関する業務について、育成労実施者や監理支援機関等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています(法第 35 条、第5章第 12 節参照)。
- 機構や主務大臣による調査等によって、育成労法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明した場合であって、監理支援事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります(法第 36 条、第5章第 13 節参照)。
- 一度許可を受けた監理支援機関であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理支援機関が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善命令に違反した場合等は、許可の取消しの対象となります(法第 37 条第1項、第5章第 14 節第1参照)。
- 監理支援機関が、許可の取消事由(欠格事由を除く。)に該当することとなった場合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理支援事業の全部又は一部の停止を命ずることがあります(法第 37 条第2項、第5章第 14 節第2参照)。
- このような報告徴収、改善命令、事業停止命令、許可の取消しといった指導監督は、

監理支援機関の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣においてどのような権限行使を行うか判断がされます。

改善命令や事業停止命令、許可の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

※監理支援事業の許可取消しとなり得る事案について

事例1

【取消の理由】

- ・入国後講習を適切に実施せず、機構の実地検査時に虚偽の入国後講習実施記録を提示したこと。

事例2

【取消の理由】

- ・送出機関との間で、育成労働に係る契約の不履行についての違約金契約を締結していたこと。

事例3

【取消の理由】

- ・自己の名義をもって、他人に監理支援事業を行わせたこと。

事例4

【取消の理由】

- ・監理支援を行う育成労働実施者に対して、監査を法令に従って適切に行わなかつたこと。

- ・育成労働計画に従って入国後講習を行わなかつたこと。

第5節 人身取引事案への対応

- 日本国全体として、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めています。育成労働外国人についても、人身取引の被害者となる可能性があることから、育成労働実施者・監理支援機関共に、人身取引対策につき理解を深め、適切に対応する必要があります。特に、育成労働実施者を監理支援する立場の監理支援機関は、人身取引被害者の可能性がある育成労働外国人を発見した場合は、速やかに機構地方事務所等へ連絡してください。
- 人身取引については、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人身取引議定書」という。)第3条は、次のとおり定義しています。

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはせい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、収匿し、又は收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隸化若しくはこれに類する行為、隸属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) ·(d) (略)

○ 人身取引議定書の定義にあるとおり、売春などの性的な搾取のみならず、労働搾取も人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得ます。また、人身取引の行為には、人の「売買」に限らず、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、被害者が搾取に同意していたとしても、人身取引に該当する可能性があります。

※「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告)」で掲載された事例

事例1

- ・ 被疑者らは、同人らが経営する飲食店で稼働していた男性に対し、日常的に暴力を振るい、低賃金での長時間労働を強いるなどし、強制的に労働をさせていたもの。
沖縄県警察において被疑者らを労働基準法違反、傷害等で逮捕。

事例2

- ・ 被疑者らは、フィリピン国内においてダンサーとして募集した被害女性(フィリピン人)6名を興行の在留資格で来日させ、入国後は旅券を取り上げるなどした上、被疑者が経営する社交飲食店のホステスとして稼働させ、その報酬を搾取していたもの。
新潟県警察において被疑者らを出入国管理法違反で逮捕。